

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年7月6日(木)午後3時から午後5時17分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター2階会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 (17名)

1番	椎名弘	委員	2番	滝田博司	委員
3番	伊藤明美	委員	4番	戸村光男	委員
5番	塚本一治	委員	6番	加瀬安男	委員
7番	大木正俊	委員	8番	土屋玲子	委員
9番	佐藤和	委員	10番	石橋慎司	委員
11番	玉澤幸雄	委員	12番	高品文敬	委員
13番	鈴木茂	委員	14番	布施陽子	委員
15番	佐藤郁太郎	委員	16番	布施行雄	委員
17番	小林須美子	委員			

(2) 農地利用最適化推進委員 (11名)

18番	林博之	委員	19番	太田孝夫	委員
20番	小林重紀	委員	21番	椎名正和	委員
22番	平山敏之	委員	23番	宇野恵三郎	委員
24番	金城ハル子	委員	25番	土屋功	委員
26番	関口孝男	委員	27番	寺本利幸	委員
28番	江波戸和男	委員			

4 欠席委員

(1) 農業委員 (0名)

(2) 農地利用最適化推進委員 (1名)

29番 秋山菊次 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について (別冊)

議案第2号 令和5年度第2次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 6件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 4件

その他

6 事務局職員出席者 (農業委員会事務局) 事務局員3名

(農林水産課) 職員 2 名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和 5 年 7 月農業委員会定例総会を開会いたします。

鈴木会長

委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。

委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は鈴木会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は 17 名中 17 名で定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、3 番伊藤明美委員、4 番戸村光男委員を指名いたします。

以上で日程第 1 を終わります。

議長 続きまして、日程第 2 の議案第 1 号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る 7 月 4 日農地農政委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地農政委員長より報告をお願いいたします。

2 番 農地農政委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る 7 月 4 日、午後 2 時 10 分より、市民ふれあいセンター 2 階会議室において、農地農政委員会を開催いたしました。

内容につきましては、令和 5 年 6 月 8 日に匝瑳市から諮問のありました別冊の農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われま

す。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう、御審議の程よろしくお願いま

す。

議 長 農地農政委員長からの報告が終わりました。詳細について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農業振興地域整備計画変更の内容を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第2の議案第2号「令和5年度第2次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る7月4日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

11番 農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る7月4日、午後2時40分より、市民ふれあいセンター2階会議室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和5年6月27日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和5年度第2次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当

と思われます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう、御審議の程よろしくお願ひします。

議 長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。なお、本案には、椎名正和委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。
最初に、所有権移転関係の番号3番について、審議・採決いたします。椎名正和委員は退席をお願いします。

(椎名正和委員 退席)

議 長 椎名正和委員が退席しましたので、所有権移転関係の番号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の所有権移転関係の番号3番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の所有権移転関係の番号3番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和5年度第2次農用地利用集積計画(案)について」、の所有権移転関係の番号3番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「令和5年度第2次農用地利用集積計画(案)について」、の所有権移転関係の番号3番について、採決に入ります。
議案第2号の所有権移転関係の番号3番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(椎名正和委員 着席)

議 長 椎名正和委員が着席しましたので、引き続き、議案第2号「令和5年度第2次農用地利用集積計画(案)について」、を議題といたします。
所有権移転関係の番号3番を除き、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の所有権移転関係の番号3番を除き内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和5年度第2次農用地利用集積計画(案)について」、所有権移転関係の番号3番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「令和5年度第2次農用地利用集積計画(案)について」、所有権移転関係の番号3番を除き、採決に入ります。

議案第2号について、所有権移転関係の番号3番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号の議案書を御覧ください。番号1番、2番は、利用権設定に関する件であります。番号3番から6番までは、所有権移転に関する件であります。

【議案第3号、番号1番から6番について議案書を基に朗読】

番号1番から6番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

なお、番号1番、2番は、議案第4号の番号2番の農地法第5条の規定による許可申請に付随する案件であるため、議案第4号の当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

12番 番号1番について、譲受人は、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思われま

す。番号2について、譲受人は、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思われま

す。番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま

17番 番号4番について、譲受人は、現在横芝光町に居住していますが実家は市内椿海地区にあり、今回の申請地に隣接している東側の農地を耕作しており集約が図られ利便性もあります。また、意欲的に営農しており、問題ないと思われま

3番 番号5番について、譲受人は高齢ではありますが意欲的に営農されており、今回の申請地は自宅に近く利便性もあり、自家消費用の野菜を作付けするということです。また、後継者が市外にはおりますが定年後は実家に戻り譲受人と共に耕作するということで、問題ないと思われま

8番 番号6番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号について、採決に入ります。
議案第3号について、原案のとおり決すると共に、番号1番と2番については、知事の処分に併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の議案書を御覧ください。

【議案第4号、番号1番から番号4番を議案書を基に朗読】

番号1番について、専用住宅用地として田490㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本案件には始末書が添付されております。

番号2番について、営農型太陽光発電設備用地として畑4,685㎡の内0.485㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、太陽光発電設備用地として畑803㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ありませんが、事業計画に疑義がありますので、慎重なる審議の程お願いいたします。

番号4番について、駐車場用地として畑449㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

- 10番 番号1番について、譲受人は現在、親子3人でアパートに居住しております。今回の申請地は、現在居住しているアパートに近いので周囲に知人がいることから申請地に住宅の建築を計画するものです。農地区分については、第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思ひます。なお、申請地には、過去に譲渡人が砕石を敷いて物置を設置しており、今後このようなことが無いよう始末書が提出されております。
- 12番 番号2番について、譲受人は営農型太陽光発電事業を主とする会社で、今回申請地に設備の設置を計画するものです。農地区分については、農用地区域内農地ですが、例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思ひます。
- 16番 番号3番について、譲受人は2021年設立の新しい会社であります、2022年には他県の7地区で太陽光発電設備設置工事を実施しております。譲渡人は家族で、水田を25丁歩、畑を2反歩耕作しております。作業用機械は、トラクター3台、コンバイン2台を所有しており、今回の申請地は令和4年1月に農地法第3条許可申請で許可され購入した土地であり、1年6カ月で農地を手放すものであります。手放す理由について関係者から文書が届いておりますので、要約して読み上げます。
- 本案件は農地法第3条許可後、3年を経過していないものであるが例外理由、農業従事者の重大な怪我や病気が発生した場合に該当することから、転用の許可を求めるものです。所有者の妻は体調不良で、今年の秋には手術を控えており、実質1人で仕事をしているようなものであり、また所有者自身も妻の体調を思うと生活の面で精神的に心身が弱り、仕事の面でも昨年からは特に強い疲労感を覚えるものです。また本申請地について、所有者の耕作する前に同地を借りていた人は、牛蒡等を作付けしていたが土質が悪く耕作をやめてしまいました。所有者は庭木ならば耕作出来ると考えていたものの、庭木栽培として決して良質の土地というわけでもなく、借りてくれる人がいれば貸したいが、農地として使い勝手が悪く周囲に土地を借りてくれる知人、若者もいないという状況であります。以上関係者からの理由です。
- 周辺農地への日照、通風については影響は少ないが、雨水の排水については自然浸透とされているが、この土地は北東に下っており、パネルは150枚、地面には防草シートが敷かれると考えられることから、雨水が大量に北東側に流れると考えられます。審議の程よろしくお願ひいたします。
- 2番 番号4番について、譲受人はコンクリート製造業を主とする会社で、現在の従業員は15名ですが、年間の業務量の変動により従業員が15名を超えるため、今回の申請地に駐車場の建設を計画するものです。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日

照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

4 番 番号3番の案件は、非常に難しい案件だと思いますが。この案件の申請地は農地法第3条で購入している状況で、例外事由の病気等で農業が出来なくなった場合という条件が付いていると思いますが、1年6カ月で購入金額よりもはるかに上回る金額で手放す、本当に病気なのかどうか、子供のいる状況はどうか、疑義が生じます。問題点が多い案件であると思います。

議 長 本人の心労は誰でもあるとは思いますが。

事務局 先ず、年数の部分についてですが、3年3作の縛りはないということで、1年6カ月でも耕作をしていると認められるので、書類上整っていれば認めざるを得ない案件ではあります。妻の病状についてですが、深堀はしていません。

農地法第3条は、農地を取得した時は農地を農地として耕作をする、特段の理由がない限りは耕作を続ける、転用は関係書類が整っており、農地を10年耕作でも1年耕作でも耕作を行っていれば認めざるを得ないということで、農地法第3条と転用の耕作する年間に矛盾が生じているとは思いますが。

9 番 3年3作の縛りはないということですが、仮に農地を購入した土地を自分の子供に分筆して専用住宅として転用するのは可能なのでしょうか。

事務局 農地法第3条で取得した農地、やむを得ない事由、災害、公共事業等を加味して審査し、適正であれば認めざるを得ないです。

4 番 事務局としては受理せざるを得ないのは分かるのですが、畑の耕作面積は少面積でも25丁歩の田の耕作は出来るんですね。

16 番 耕作している面積は25丁歩との話しでした。

事務局 耕作面積ですが、事務局の農家台帳に登録がある面積は27, 822㎡です。作業受託の面積は含まれていませんので、議案書の面積は27, 822㎡で作成しております。

16 番 聞き取りに行った面積では、25丁歩の耕作面積で、トラクター3台とコンバイン2台を確認したので、作付けはしていると思います。

議 長 体調が悪かったら、25丁歩は耕作は出来ませんよね。

4 番 言ってる事と、やっている事が違うような気がしますね。

事務局 申請は代理人を通じて受け付けていますので、代理人とのやり取りになりますので、譲渡人とのやり取りは直接は行っておりません。代理人を通じてのやり取りを行った上での提出ですので、書類上は整っていましたので受理いたしました。

10 番 雨水の処理ですが、北東側へ流れる懸念もありますので、周囲への影響もあり得ると思いますので、このまま許可するのは如何なものかと思います。

事務局 許可申請書の中の事業計画書では、隣接農地の所有者からは意見は無いと、意見があった場合は真摯に対応すると強調されております。

議 長 その他、質疑、御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、先ず最初に議案第4号の番号1番、2番、4番について、採決に入ります。

議案第4号の番号1番、2番、4番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 引き続き、議案第4号の番号1番、2番、4番を除き採決に入ります。
議案第4号の番号1番、2番、4番を除きについて、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手なし)

議 長 賛成なしであります。

よって本案は、不許可と決しました。

議 長

以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について	(別冊)
議案第2号 令和5年度第2次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	4件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和5年7月6日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。